

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 積雪時の除雪に係る支援制度の推進

(1) 異常降雪時の道路網の除雪体制を強化するとともに、雪寒地帯における市町村道の除雪費及び豪雪被害に対し、安定的な財政措置を講じること。

また、降雪が年度末まで続き、除雪費の精算が年度を越えることがあるため、社会資本整備総合交付金の弾力的な運用を図ること。

(2) 豪雪地帯における高齢者等要援護者世帯の除雪に対する支援制度を創設すること。

2. 豪雪により倒壊した農業用ハウス等の再建を断念する被災者の施設撤去について、災害等廃棄物処理事業の採択要件の更なる緩和と所要の予算を確保すること。